# 八尾市情報公開条例（改正素案）

## １．改正の背景及び目的

本市の情報公開制度は、市民の知る権利を保障し、開かれた行政を推進する重要な基盤として運用されてきました。

昨今、社会全体のデジタル化が急速に進展し、行政手続きのオンライン化や電磁的記録による公文書管理への移行が進んでいます。これらに伴い、情報公開手続きにおいてもデジタル技術を活用した利便性の向上を図る必要があります。

一方で、インターネットやSNS等の普及により、誰もが容易に情報を発信・拡散できる環境となった結果、公開された公文書に記載されている一般職員の氏名がネット上に転載され、特定の職員個人に対する誹謗中傷やプライバシーの侵害、さらには威迫的な行為（カスタマーハラスメント）につながる事例が全国的な課題となっています。

これらを踏まえ、デジタル時代に適応した利便性の高い制度を実現しつつ、職員が安心して適正に職務に専念できる環境を守り、持続可能な行政運営を堅持するため、今般、情報公開条例の一部の改正を行うものです。

## ２．主な改正の理由と内容

**（1）手続のデジタル化による利便性の向上**

・公文書の公開方法として、電磁的記録の写しの交付（送付）を可能とします。
具体的には、PDF データ等の電磁的記録を光ディスク等の媒体で交付（送付）できることとします。

**（2）職員の安全確保とプライバシー保護のための公開範囲の見直し**

・行政の透明性や説明責任を担保しつつ職員個人への不当な中傷等を防止するため、公務員情報のうち、職員氏名の取り扱いを見直します。
具体的には、職名や職務遂行の内容については「原則公開」とする一方で、職員氏名については「職務の遂行に係る責任の所在を明確にするために必要な場合は公開」とします。

**（3）その他**

・情報公開の総合的な推進を図るため、「情報提供施策」、「情報公表制度」の存在を明記します。
・存否応答拒否の事由を「個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合」から「非公開情報を公開することとなるとき」と改めます。
・八尾市情報公開審査会委員の罰則規定（職務上知り得た情報の漏洩禁止）を新設します。

## ３．条例の施行期日

施行日：令和9年4月1日を予定しています。